

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

| |
|--------------|
| (有) 保健情報サービス |
|--------------|

② 施設の情報

| | | | |
|---------------------------|-----------|---|-----|
| 名称：鉄道弘済会松江保育所 | | 種別：認可保育園（私立保育園） | |
| 代表者氏名：寺岡 勝 | | 定員（利用人数）： 90名 | |
| 所在地：松江市東朝日町232 | | | |
| TEL：(0852) 21-4148 | | ホームページ http://www.kousaikai.or.jp/sukoyaka/index.html | |
| 【施設の概要】 | | | |
| 開設年月日 昭和31年12月1日 | | | |
| 経営法人・設置主体（法人名等）：公益法人鉄道弘済会 | | | |
| 職員数 | 常勤職員： 24名 | 非常勤職員 | 2名 |
| 専門職員 | 園長 1名 | 嘱託医 | 2名 |
| | 主任保育士 1名 | | |
| | 副主任保育士 1名 | | |
| | 保育士 16名 | | |
| | 調理士 2名 | | |
| | 栄養士 1名 | | |
| | 看護師 1名 | | |
| | 所員 1名 | | |
| 施設・設備 の概要 | 保育室 6室 | 園庭 | 1ヶ所 |
| | 一時保育室 1室 | 大型遊具 | 1個 |
| | 多目的室 1室 | すべり台 | 1個 |
| | 遊戯室 1室 | 鉄棒 | 3個 |
| | 保健室 1室 | 小農園 | 1個 |
| | 調理室 1室 | プール | 1ヶ所 |
| | 事務室 1室 | トイレ | 4ヶ所 |

③ 理念・基本方針

◎鉄道弘済会・保育理念

一人ひとりの子どもを大切にし、保護者や地域社会から信頼され、選ばれる保育所を目指す。

◎松江保育所・保育方針

☆ 明るく、清潔で安全な保育環境を整え、家庭と連携をとりながら子どもを温かく受け入れ、健康で気持ちよく安心して過ごせるよう適切に援助する。

☆ 一人ひとりの子どもの気持ちや発達状態を把握し、人との関わりの中で社会性の基礎となる生活態度を身につけさせる。

☆ うんどうあそびや園外保育を積極的にとり入れ、丈夫な体づくりをする。

※5歳児のめあて（歩きづづける力をつける）（プールで泳ぐ）（子ども用自転車に乗る）

☆ 子どもがあそびに自発的、意欲的に関わったり、友だちと強調して楽しくあそべる環境を整える。

☆ 交流活動や郷土の伝統文化、季節感のある行事や活動を積極的に取り入れ、豊かな心情を育む。

※お茶のおけいこ（5歳児）

☆ 子どもたちがいろいろな体験を通して食の関心や知識を広げ、バランスのとれた食生活の基礎を培う。

※四季を通して園内の畑で野菜を栽培し、収穫した野菜を使ってクッキングをする。（2歳児～5歳児）

◎保育目標

★ 丈夫な体と豊かな心を持つ子ども

★ よく遊び、確かな五感を身につけ、伸びゆく子ども

★ 自分らしさを発揮し、人との関わりが楽しめる子ども

④ 施設の特徴的な取組

公益財団法人・鉄道弘済会（本部：東京）の保育理念及び当園の保育方針・保育目標に基づき、62年前に開設された歴史と伝統のある全国24ヶ所の認可を受けた保育施設が運営され、全国で培った養育一体保育の知識・技術等のノウハウを情報共有した保育が行われている。

近隣に、小・中学校、公民館及び松江市 JR 駅、NTT、郵便局等があるなど市街地に設置された保育所である。

毎日の生活の中で、「絵本の読み聞かせ」「お店屋さん」「園庭・運動遊び」及び各種行事に加えて、午睡用のふとんは当園で用意（洗濯や天日干しの安心・安全対策等）、延長保育、一時預かり保育、保育相談、子育て支援、地域との交流、祖父母交流会など「保育目標」に連動する取組みが行われている。

また、食育にも力を入れ、昼食（おやつ含む）は、菜園で収穫したものや献立に歳時記（郷土料理）を取入れるなどの美味しさや楽しさや知識・感謝の気持ちを育てる養育の一体保育が提供されている。

⑤ 第三者評価の受審状況

| | |
|-----------------------|---|
| 評価実施期間 (有)保険情報サービス | 平成29年12月12日（契約日）～ 平成30年 3月20日（評価結果確定日） |
| 受審回数(前回の受審時期) | 2回（平成23年度） |

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

理念・保育方針（保育目標）が明文化され、職員が一丸となって養育の一体保育に向けて取り組まれている。

公益財団法人（鉄道弘済会）としても全国（保育24施設）の松江拠点の保育所として運営されているが、更に保育サービスの飛躍に向け、「認定こども園」としての認可を受けた養育一体保育へ移行する準備が進められている。

保育運営においては、事業本部（支部）との連携や役割・機能が明確にされ、中・長期の経営指標である事業計画書（保育サービス関連及び財務諸表・監査関連含む）策定による施設運営が行われている。

保育サービスにおける「安心・安全対策」「養育に関するすべて」「健康な身体と食育、生活習慣の習得（社会のルールを学ぶ含む）」及び「就業規則」「人権擁護対策」「情報保護対策」等々に関する各種規定類及びマニュアル（手順書）が整備され、職員の共通の理解に基づいた保育サービスが行われている。

職場運営においても職員個々の目標を明確にするために自己計画書（年間の個人目標）が職員から提出され、実施状況（成果・反省）の自己評価による振り返り（年間2回）が行われ、職員個々の保育サービス向上に向けた取り組みに反映させる取組みが行われている。

◇改善を求められる点

保育サービスにおける重要項目の基準的な取組みについて、職員一人ひとりにマニュアルが配布（同じページに同一のマニュアルをファイル化）されており、職員研修や自己研さんにより、職員は共有された知識や理解で「緊急時の対応」「基準に沿った取組み」等で活用した日常の取組みが行われていますが、「見直し・改善・修正及び現行維持」等の現行の推進体制や現行マニュアルへの「責任者印」「確認日付」等による職員が安心して、対応する取組みを定期的（年1回程度）実施が望まれる。

保育サービスは、地域社会からの信用や信頼の上に成り立つものです。常に新たな基準や方針での運営が行われていることが重要である。

なお、保育サービスにおけるマニュアル対応の大半は、人間と人間の関係性での対応であり、「マニュアル通りやりましたで納得しない」想定外の特異な案件が発生した場合に、臨機応変に付加価値を付して対応できる人材配置できる強い組織へと継続された取組みが望まれる。

職員の働き甲斐（やり甲斐）は、施設のサービスの質向上に欠かせない重要な要素である。

現在、行われている職員の「目標による管理」に加えて、「人事考課（職能資格制度）」等が導入され、「個人別育成計画（資格取得及びOJT含む）」と融合した取組みが望まれる。

検討が進められている「職員のモチベーションアップ」「保育職員のキャリアアップ」と連動させた取組みが期待される。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

当保育所の保育目標である「丈夫な体と豊かな心づくり」、「確かな五感の体得」、「人との関係性の構築」について、職員一人ひとりが一丸となって取り組んでいることに対して、高い評価をいただきました。

特に保護者の皆さまからのアンケート調査結果において、職員に対する評価が概ね高かったことは、職員のモチベーションの向上につながっています。

今後は、保育理念、・保育方針の取組みに加えて、職員に期待する職員像を具現化し、保育サービスの資質を高めていくこととします。

一方、保育サービスを一定レベルに保つための各種マニュアルは、画一的にならず、状況変化に応じて、見直しを行っていきたいと思います。また、マニュアル通りに対処できない事象への対応等についても、OJTを通じて改善していくこととします。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三評価結果（保育所）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

| | | 第三者評価結果 |
|---|-----------------------------------|---------|
| I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。 | | |
| ① | I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>明文化された理念、保育方針（目標含む）に沿って、施設運営の実践が行われている。</p> <p>理念や保育方針は、施設の玄関及び保育室に掲示され、職員（職員会議で読み合わせ等）及び保護者等（入所説明会等で重要事項説明書や保育のしおり）に説明、周知が行われている。また、広報誌（ホームページ及び保育のしおり等）を解りやすく（イラスト・絵・文字等）工夫されたもので保護者の親しみやすいものになっている。</p> | | |

I-2 経営状況の把握

| | | 第三者評価結果 |
|---|---|---------|
| I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。 | | |
| ② | I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>保育事業を取り巻く環境及び経営状況は、事業計画（収支決算書及び行動指針等）で明確にされ、事業の将来性や特性に連動する事業分析（コスト分析、経年別利用者の推移、利用率、保育サービス内容、職員体制、人材育成、財務状況等のデータ分析等）に裏付けされた事業の推進（平成30年度、認定こども園移行予定）が行われている。</p> <p>行政（国・県・市）及び各種福祉事業者の動向など、現状の待機児童対策は継続しつつも今後は、更なる少子高齢化社会到来等の予知に関する地域の「子どもの経年別数」及び「潜在的利用者」のデータ把握に基づき、当園の適切な保育運営が行われることが期待される。</p> | | |
| ③ | I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>地域における社会的環境化及び施設利用に関するデータ収集等事業環境の分析に伴う経営課題及び組織運営（体制及び人材育成含む）等の意思（現場の意見・要望）が弘済会本部へ報告され、経営側と現場の意思が共有・調整された取組が行われ、経営課題を職員会議等で改善意識の共有が図られ、職員が十分理解した施設運営が行われている。</p> <p>経営課題には、収支計画や関連予算・人件費等の改善も重要な必要事項であり、①子どもの安全・安心で過ごされる環境（園舎、設備、園庭及び遊具、食事に関する全てのこと等）②保護者が安心して子育てや働ける環境（土曜日及び延長保育・子育て相談等）の提供等も保護者からの要望を受止めて養育の一体保育が提供されている。</p> | | |

I-3 事業計画の策定

| | | 第三者評価結果 |
|---|---|---------|
| I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 | | |
| 4 | I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>鉄道弘済会本部の中・長期的ビジョン（5年単位）の保育部門の方針が策定され、当園の中・長期目標（ビジョン）を連動させた「養育一体保育サービス内容（障がい児保育、一時預かり保育、延長保育等の拡大、配慮が必要な子ども対応等）」「組織運営（体制及び設備改善・整備）」「組織体制（職員充足及び人材育成、キャリアパス形成等）」「中・長期事業収支計画」等の計画が策定されている。</p> | | |
| 5 | I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>単年度の保育計画が策定され、職員へ適切に説明、理解された取組みが行われている。</p> <p>理念・保育方針（目標）と検証したが、①健康な体づくり（楽しく遊び・リズム体操等による五感を身に付ける・健康診断・虫歯予防歯磨き教室等）②食育（健康な体づくりと連動するが、当園で作成される献立計画は、昼食・おやつ・郷土料理（歳時記含む）を感謝の気持ちを持ち食べる取り組み）③地域の伝統文化体験④地域交流⑤生活態度（社会のルール）の習得等の計画に加え、施設設備の充実や職員の人材育成計画、更には、各種のマニュアル（職員全員が自己ファイル化：仮称：みどりちゃん）に沿った、避難訓練、火災（消火）訓練、防犯対策（緊急通報装置等）、感染症予防・対策、意見・要望及び苦情処理対策、個人情報保護対策等が事業計画に反映され、経営指標（収支）に関する事業予算計画及びコスト削減対策等を連動させた単年度の計画が策定されている。</p> <p>保護者からの意見・要望及び職員との前年度の振り返り評価に加え、ボトムアップ型の施策・改善提言等を集約したものが、新たな年度の事業計画に反映する取組みが行われている。</p> | | |
| I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。 | | |
| 6 | I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>事業計画は、年度始めに策定され事業所全体の職員会議等で職員全体に説明され、理解の基に施設運営が行われている。</p> <p>「クラス単位の保育課程（指導計画）、行事予定計画、給食献立計画、職員の人材育成計画」等に加えて本部からの経営指標・予算計画・収支計画を連動させて策定されている。</p> <p>職員の理解が事業運営における重要であることから年度末に職員会議等で前年度の事業計画実績の振り返り（自己評価アンケート等実施している）が行われ、見直しや改善の手順を踏んだ職員（職員会議による意見集約や検討メンバーの参画（保育士クラスリーダー・栄養士・看護師等））を巻き込み事業計画の策定が行われている。</p> | | |

| | | |
|--|---|---|
| 7 | I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>入園時に保護者へ「重要事項説明書」及び保育のしおりで施設設備や保育方針・内容等の説明がされ、ホームページにおいても事業概要が分かりやすく掲載され、保護者等へ周知、理解の取組みが行われている。</p> <p>特に保護者として、子どもの成長過程における保育園での暮らしが①安心・安全に過ごせる②友だちと仲良く楽しく過ごせる③感染症予防・対策や疾患対応及び歯科診療等④社会的ルール（約束や順番を守る、挨拶（おはよう・ごめんなさい）や感謝する心もなど）に加えて、先生との関係（気軽に悩み事が相談できるか）などが明確に理解され、保護者が納得できるものが受入れやすい事業計画と考えられる。</p> <p>保育園運営における「財務諸表」「保育運営方針（PDCA）」「就業規則（法令遵守）」「プライバシー保護（運動会等の子どもの写真のクラス掲示やホームページ掲載など保護者の事前承諾等）」「個人情報保護」「人権の保護（虐待に関する施設の対応等含む）」「苦情処理体制（苦情受付・解決体制等）」「職員の育成計画」など丁寧な解りやすい事業計画資料に加え、日常では「園だより」及び「クラスだより」「手紙配布（連絡ノート含む）」「ホワイトボード」等で説明するよう心掛けておられるが、アンケート調査で、「知らない、分からない」を付した保護者も少数ではあるが見受けられる。入園時の説明を受けて納得していても忘れてること想定されることから今一歩（ホームページ掲載であるが）踏み込んで「子どものことで、気軽に何でも相談できる雰囲気づくり」を更に向上させる取組みが望まれる。</p> | | |

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

| | | |
|--|---|---------|
| | | 第三者評価結果 |
| I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。 | | |
| 8 | I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>鉄道弘済会本部からの評価アンケート（年1回）及び社内監査や外部委託の第三者評価者審査（5年毎）の受審を行うなど、組織的に保育の質の向上に向けた取組みが行われている。</p> <p>「保育課程」「指導計画」の作成及び実績に対する分析・対策等の主任（先輩）等による指導・アドバイスが定期（週案、月案、四半期）に行われるなど保育の質の向上に向けた取組みが適正に行われている。</p> <p>保育の質には、多様な要素があることから①子どもの健康と安心・安全（防災・事故防止対策～・歯科・感染症対策等）②子どもの成長に合わせた養育（子どもへの理解）③食育と体育（食の意義・知識や5感の醸成等）④衛生と生活習慣⑤保護者支援と保護者との情報共有（共有）⑥行政や地域との円滑な連携⑦その他等々組織全体で現状の保育レベルの分析や向上に向けて職員全員が共通の認識で今後も対策や工夫等の取組みが望まれる。</p> | | |

| | | |
|--|---|---|
| 9 | I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>鉄道弘済会の本部（支部）への評価アンケート報告内容及び本部（支部）監査に加えて、第三者評価（5年毎）の結果の課題・問題点等を園内検討会（職員参加）及び事例研究発表会（グループ他職場の良好事例の共有）等の内容を職員の理解と納得の上、改善対策が策定されて取組まれている。</p> <p>また、保育課程（給食計画含む）の実施結果を定期的に職員会議等で各クラス単位に課題・問題等が共有され、改善検討が計画的に行われるなど対策が講じられている。</p> <p>改善対策を実行した結果についての分析や確認（改善の改善の掘り下げ等）や新たな課題や問題点の掘り起しなど中・長期的な展望を持って取組まれることが望まれる。</p> | | |

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

| | | 第三者評価結果 |
|--|--|---------|
| Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。 | | |
| 10 | Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>当園の経営等に係る自らの職掌（運営管理、経営経費、稟議規定、職員評価権限等）を明確にされ、理念や保育方針等を踏まえた組織の運営体制及び職員の役割・機能を整理（職務分掌等の文書化）が行われ、自らの責任（有事「災害や事故等」の園長不在時の権限移譲が明確化）と役割を職員に明らかにした施設運営が行われている。</p> | | |
| 11 | Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>社会的な法令や行政等からの通達・指示による法令遵守の文章化（「倫理規定」「法令遵守」「個人情報保護」「人権保護」「パワハラ・セクシャルハラスメント」「労働基準法」「環境保護」「消費者保護法」「ステークホルダー対応（利害関係者）」等のコンプライアンスに関するマニュアル整備（仮称：みどりちゃんの全職員配布）及び意見・要望や苦情等の相談窓口（保育所玄関先に投書箱設置）を開設し、苦情解決責任者や第三者委員を配置するなど検討体制がつくられ、法令遵守の職員研修や新しい法令等が発令された時になど職員会議等で職員に説明され共有した取組みが行われている。</p> <p>但し、年度計画として、「職員の理解度チェック」及び「マニュアル改善体制」を図るなどの現行維持（マニュアル・規定類の現行である確定日付・責任者印等の明記）が求められず。新たな通達・指示等を職員会議やミーティング等の周知のみでは不十分であることから年間の適切な時期に、マニュアル類等の「現行・改善・見直しチェック」が行われることが望まれる。</p> | | |

| | | |
|---|---|---|
| II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。 | | |
| 12 | II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>組織的な取組みとして、改善提案制度（GOGO 改善制度の推進）及び自己啓発（OJT 及び通信教育等）等による保育の質の向上対策が取組まれている。</p> <p>社会福祉法第78条による「社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスの質の評価を行うこと。その他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける側の立場に立って、良質かつ適正な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とあり、「保育の質」の現状把握や分析の指標は何を持って判断しているかが重要となる事から、施設としての「保育の質」の取組み内容が重要となることから現行の質の向上対策の項目を今一度精査され、施設の特徴が活かされた保育へ指導力をより一層発揮されることが期待される。</p> <p>鉄道弘済会本部及び行政等からの与えられた教育・研修の派遣も保育の質の向上には有効ですが、前年度、厚生労働省から示された「保育士のキャリアアップの仕組み」等に連動させた職員個々の育成の仕組みを確立（職員個人別の育成計画等策定）することで、現状でも大切にされている職員とのコミュニケーションによる相互信頼を構築され、職員個々の保育の質の向上に対する目的意識を更に高める取組みが望まれる。</p> | | |
| 13 | II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>健全な施設運営に向け、人事関係、職員の労務管理、財務等の観点から弘済会本部（支部）等と現場検証による意思を共有した取組みが行われているが、児童数定員（90名）の120%を受入れ、職員は指定基準を満たし（正規職員1名不足であるが次年度3名採用予定）延長保育や一時・特定保育が現場の実情に応じて柔軟に運用されている。</p> <p>施設全体の課題として常に業務の効率性（コスト削減）及び職場改善制度を活用した業務の改善の取組みが行われている。</p> <p>職員面談による働きやすい職場環境づくりが行われているが、施設内の情報化の促進等による「保育課程」「保育方針」の策定や実行管理（見直し）及び「行事お知らせのチラシ（注意事項等）」等の作成や保護者と職員間での「連絡帳」の手書きとIT処理によるお知らせ情報交換等の見直し、保育園と保護者間の防災（災害）や事故等での緊急連絡情報網構築など、社会生活で営まれている情報化の進展に連動した取組みの改善が望まれる。</p> | | |

II-2 福祉人材の確保・育成

| | | 第三者評価結果 |
|--|---|---------|
| II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。 | | |
| 14 | II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>鉄道弘済会本部（支部）と連携を取り総合的な人事政策及び人材育成計画の策定が行われ、平均在職年齢（15年）が他の施設より定着率が多い施設である。</p> <p>次年度からの認定こども園に向けた職員体制（各種の有資格取得及び幼稚園教員免許の更新等）の充実に取組まれている。</p> <p>現行においても職員からの「自己申告書」（園長の面談により、年間の目標を決定）による目標設定や業務実施後の自己評価（目標の管理）が行われている。</p> <p>キャリアアップ施策と連動させた人材開発（育成に関する研修経歴とスキル判定）及び「人事考課」（職能資格制度：処遇（賞与含む）・昇級・任用等）を融合させ、福祉人材の社会的価値を高める目的として①主体的に行動が出来る人材の確保②行動と業績の総合評価によるモチベーションやチャレンジ意欲の向上③職員の向上心を高める④汎用性の高い意欲的な組織運営に向けた人事考課（職能資格制度）の導入等の検討が行われることが望まれる。</p> | | |
| 15 | II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>期待する職員像が明文化され、人事基準が職員へ周知、理解されている。</p> <p>全国組織の当園としての強みは、相互の人事異動及び評価、昇級、任用等の総合的な人事管理が可能である事である。</p> <p>理念・基本方針に基づく、目的・目標に向けた「期待する職員像」を定量化された具体的な行動（活動）指標を「目標の管理」（職員個々のチャレンジシート等の書面作成（園長の面談で決定）及び職員の自己評価（実績等）や園長との面談による振り返りが行われています。その延長線上である公平で公正な管理評価（指標）が実施される人事考課（職能資格制度：処遇（賞与含む）・昇級・任用等）の検討が望まれる。</p> | | |
| II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。 | | |
| 16 | II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 | a |
| <p><コメント></p> <p>就業規則に基づいた日々の就労が行われ、時間外労働管理、有給休暇（適切な年休消化管理）、緊急の休み時における勤務交代対応、産休明けの勤務体制の環境が考慮された職場運営が行われている。</p> <p>職員会議及び個人面談（年間2回）での園長（主任）とのコミュニケーションの場も多く、職員の意見・要望の把握、分析、対策及び鉄道弘済会本部（支部）との情報提供による課題の改善など職場の働きやすい職場環境づくりに取り組まれている。</p> <p>また、福利厚生や互助会による「健康診断の年1回実施」「メンタルヘルスチェック」「インフルエンザ予防接種」「産休や育休制度」「介護休暇」「忘年会や懇親会」等が充実されている。</p> | | |

| | | |
|---|---|---|
| Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。 | | |
| 17 | Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>職員は、自己申告書を年度当初に提出し、園長による職員個人面談（年2回前期と後期）による定量化された目標が設定され、定期的に目標に対する実施の分析、評価、改善策（自己評価）等のPDCAサイクルの実施過程に基づいた保育の活動実践の改善及び知識・技術の習得に向けた研修や勉強による参加計画が階層別・職種別単位に行われている。</p> <p>職員の人材育成目標と業務目標が融合した人事考課（職能資格制度）を融合させ、目標に対する実績・成果分析や改善が連動し、職員一人ひとりの更なる資質向上の取組みが望まれる。</p> | | |
| 18 | Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>組織として、必要な専門技術や専門知識に加えて、保育士研修の基本方針「保育士の研修とは」「研修内容（子ども理解、健康と安全管理、保護者支援）」「保育（保育課程・指導計画）」「保育技能」「行事」「保育士の意識の向上」及び「食育」等の職員個々の知識・技術・対応等サービス運営レベル（質）の基本方針が示され、職員のレベル別に教育や研修の取組みが実施されている。</p> <p>また、行政（団体含む）等からの勉強会等への参加研修要請には、過去の研修経歴及び職員個々の知識・技術に合った教育・研修に参加して、後日、職員会議等で研修報告等が行われるなど職員の認識を共通なものとして日常の養育の一体保育が行われている。</p> | | |
| 19 | Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>職員の新任研修を皮切りに、保育経験及び技術・知識習得及び専門資格の取得等の把握がされ、計画的に職種別・階層別研修が行われている。</p> <p>個人の事業目標「目標による管理」と職員個人別計画等が連動して作成され、個人が自らの成長に向けた認識が明確になれば自動的に教育・研修等のカリキュラム等が決定される。</p> <p>事業目標の実績や課題等の振り返りによる園長等の面談により、共有された職員個々の弱み・強みを基に個人の育成が自動的に研修や勉強会計画に反映される（職員別に研修履歴書が継続的に記録される）ことが望まれる。</p> <p>プロの保育職員として、保育事業全般における知識・技術基準の維持向上も必要不可欠ですが、職員個々の得意（特徴）の強みを更に磨き、他の誰にも負けないキャリアプラン「危機管理能力」「企画力」「音楽・絵画・読み聞かせの達人」「人望を備える人間力」「コミュニケーション対応力」等々に着目した取組みが望まれる。（現在、当園でも資格取得支援（資格手当）等が検討されている）</p> | | |

| | | |
|--|---|---|
| II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。 | | |
| 20 | II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>受入れに関するマニュアル化の整備が行われ、保育人材の育成は責務と捉え、保育を目指す専門学校生（16名）に加え、中学生の職場体験型（3名）と平成29年度は19名の実習生等を積極的に受入れの取組みが行われている。</p> <p>今後も福祉専門学校との連携を図ると共に、受入れに際し、学校等が作成するカリキュラムに沿って実習生の研修や支援が行われているが、事前に「職員への実習生受入れの説明と養育・支援に関わる担当者に理解を得るなどの体制を構築する」「子ども保護者事前説明」も行われている。</p> <p>主任（責任者）が学校との調整及び事前に実習生と面談により①実習生等へのオリエンテーション計画書②実習内容を計画的に学べるプログラム策定（実習生の研修目的や希望を考慮：職種を理解しておく）が行われ実習や保育の基本などアドバイスが行われる。</p> <p>実習の報告書、実習の反省会等による事後フォローもしっかり行われている。</p> | | |

II-3 運営の透明性の確保

| | | |
|--|---|---------|
| | | 第三者評価結果 |
| II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。 | | |
| 21 | II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>公益財団法人としてのガバナンスによる「国民の信頼性に基づいた運営の透明性の確保」が義務付けられ、事業の計算書類等は幹事と会計監査人の二重の監査に加え、行政庁の監査による組織運営となっている。</p> <p>施設入所時の保護者等への事前の説明（重要書類説明書及び保育のしおり等）は、当園の理念・保育方針及び保育に関する保護者が必要とする情報が網羅され、イラスト入りのかわいく見やすいパンフレットにしたもので説明されている。</p> <p>運営についての地域情報公開（ホームページ・保育のしおり・広報誌・保育園だより・苦情相談体制等）が行われている。</p> | | |
| 22 | II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>公益財団法人としてのガバナンスの連動（外部監査・内部監査の実施）が行なわれており、当施設は、本部（支部）の内部監査が実施されている。</p> <p>外部監査は、松江市の行政監査や本部指定（公認会計士）監査及び第三者評価者（受審結果公表）が定期に行われ、内部（本部・支部からの業務監査、出納監査等）監査が行われ、適正な施設運営が行われている。</p> | | |

II-4 地域との交流、地域貢献

| | | 第三者評価結果 |
|---|---|---------|
| II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。 | | |
| 23 | II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>子どもの心の豊かさを形成（EQ：心の知能指数）を目的とした。地域との関わりは計画で地域社会からの理解を得る取組みや子どもが社会の体験や社会とのふれあいで学ぶルール等が取り入れられ工夫されたものとなっている。</p> <p>当園が開催する「夏祭り、七夕会、クリスマス会、餅つき、園開放（ぽかぽかひろば）」等に地域の方々を招待して交流を図り、小学校訪問（1年生交流）及び地域の公民館で行われる子育てサークル（わんぱく教室）、公民館祭り・文化祭等に参加など、地域交流には積極的に参加する姿勢が伺われる。</p> | | |
| 24 | II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>ボランティア等の受入れマニュアル（手順書等）が整備され、施設側の体制（職員事前説明含む）及び登録、申込み手続き、活動や学習の場の確保、子ども・保護者への事前説明、ボランティア協力者への実施状況の記録やトラブル防止（事故防止含む）等の事前説明及びボランティア受入れ規定の説明及び誓約書への署名による受入れが行われている。</p> <p>なお、保育施設的环境等他の施設（小学校の体育館や施設等）を借用してのボランティア受入れなどの体験は無く、園内での誕生会での手品や演奏やお茶（抹茶）の先生からの指南、学生が子どもとの交流などの小規模ではあるが貴重な交流が行われている。</p> | | |
| II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。 | | |
| 25 | II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関との連携が適切に行われている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>施設との関係機関や団体の機能が体系化された「連絡網一覧表」（連絡先、氏名等）が職員室に掲示され誰でも見ることができる。</p> <p>更に、職員全員が保持しているマニュアルファイル（仮称：みどりちゃん）に保存するなど必要な時に確認できる。</p> <p>特に、虐待関係の相談、教育相談、育児相談等「松江市の発達・教育相談支援センター」や「松江市健康福祉部」「松江市保健所」「松江市子育て支援課」及び「児童相談所」「医療機関（松江市民病院）（赤十字乳児院）」「幼稚園・小、中学校」「松江警察署」「松江消防署」「朝日公民館」等は日頃から連携が重要である機関として意見交換等には積極的に参加されている。</p> <p>また、虐待に関する関連機関として、松江市に発足している「要保護児童虐待地域協議会」（児童福祉法第25条2の2）への参画や関係維持が行われている。</p> | | |

| | | |
|---|--|---|
| Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。 | | |
| 26 | Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>当園が開催する「夏祭り」「七夕会」「クリスマス会」「餅つき」「地域の親子向けに園を解放（ぽかぽかひろば）（毎月第2水曜日）」等地域の方々に喜んでいただける取組みが行われている。</p> <p>今後、「緊急時における当園のAEDの開放」や「子ども110番指定施設登録」による地域の安心・安全に寄与する取組み及び地域の朝日公民館で行われる「子育てサークル（わんぱく教室）、公民館祭り・文化祭等」に積極的に参加されている機会を捉えて、「子ども悩み相談会」「子ども保育の基礎講座会」等の講師を行うなど保育の専門知識や技術を積極的に地域に還元することが望まれる。</p> | | |
| 27 | Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>地域の福祉ニーズについて、民生委員及び第三者委員の方々と情報交換が行われているが、現状は、当園の開催する行事への招待及び老人福祉施設への訪問や地域の老人会を招待して、季節の当園の行事を通じて、ふれあう活動等の活動が中心に行われている。</p> <p>「学童の受入れ対策」「災害時での役割」「公民館等と連携した保育の専門性を活かした悩み相談や支援（当園入所以外の保護者）」等々施設設備環境の解決すべき課題等もあるが、公益事業としての今後の取組み検討が望まれる。</p> | | |

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 利用者本位の養育・支援

| | | 第三者評価結果 |
|--|---|---------|
| Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。 | | |
| 28 | Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>保育の基本姿勢は、理念・保育方針（目標）にあるが、子どもを尊重した養育・支援の職員の共通認識として「全国保育士会倫理要領」に基づき日々の子どもの育ちに関わる取組みを目指されている。</p> <p>保護者のアンケートにもある「職員が明るい」や「先生が子どもたちの事が好きというのが良く感じられる」「担任以外でも全ての子ども体調等を把握している」等々の意見が寄せられ、一人ひとりの子どもの為の最善を考慮した健やかな育ちを支える養育・支援に努力されている姿がある。</p> <p>当園の理念・保育方針（目標）の原点に加えて、職員に期待する職員像が示されている。</p> <p>①職員に求める人材像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の気持ちを受けとめ、相手の立場に立ったコミュニケーションができる。 ・笑顔、挨拶、気配りを大切にして、明るい職場の雰囲気を保つことができる。 ・ポイントを押さえタイミングを捉えて、適切な「報相連」ができる。 ・地域の方に感謝する気持ちを込めて、関係を大切にする。 <p>②職員に期待すること（職員に持ってほしい使命感）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康観察を実施し、異常がある場合は適切な対応ができる。 ・子どもの人権を尊重し、一人ひとりの個性を認めることができる。 ・好奇心旺盛で、何事にも探求心を持ち、楽しみながら保育に活かすことができる。 ・子どもの発達過程や心身の状態に応じた適切な環境を整えることができる。 <p>具体的に倫理要領を理解し、「ひとり一人の人格を尊重（男女性差の先入観を持たない理解含む）対策」「外国人等の子どもの入所時は、異差をお互いに尊重する心を育む取組み」「障害のある子どもへの対応」等の子どもの尊重等、常にマニュアルに基づいた継続した意識の取組みが行なわれている。</p> | | |

| | | |
|---|--|---|
| 29 | Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>子どもの権利擁護である「子ども（保護者）のプライバシーの保護（秘守義務）」「子どもの虐待防止」の具体的なマニュアルの整備が行われている。</p> <p>当園では、人権に係わる「トイレの間仕切り」「夏のプール前の着替え（男女着替室の確保）」「虐待が伺われる状態にある時の対策」「各種のイベントなど、子どもの映像や写真の公開に関する同意書」等々人権擁護の取組みや設備面の配慮が行き届いき手順書に沿って施設運営や対応が行われている。</p> | | |
| Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。 | | |
| 30 | Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>子育て支援法に基づき、提供する「教育・保育に関する事項」「施設運営に関する事項」「従事者に関する事項」「施設設備に関する事項」「健康診療等に関する事項」等を積極的に公表することとされている。</p> <p>当園は、地域へのホームページ掲載及び入所保護者への重要事項説明書及び保育のしおり等で施設運営等の説明を実施されている。</p> <p>また、パンフレット（保育のしおり含む）等作成は、分かりやすく（イラスト、写真、絵など）工夫され、公共施設（公民館含む）等への配置や施設見学者対応などで積極的に情報の提供、開示が行われている。</p> | | |
| 31 | Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更において利用者等にわかりやすく説明している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>保護者会等で重要事項説明書及び保育のしおり等で保育の開始や退所時等の説明が行われている。</p> <p>組織と利用者の権利義務関係を明確にされることにより、「子どもの権利を守ること」や「組織にとって不要なトラブル回避」をするために重要とされている。</p> <p>従って、子どもの進級時の保護者会等で養育の変更や新たな取組み等の説明が行われ、延長保育や一時預かり保育に関しても開始や変更等の案内についても分かりやすく「重要事項説明書」「パンフレット（保育のしおり）」及びホームページ作成等も併せて検討が望まれる。</p> <p>なお、保護者等への説明の記録書面（同意書等含む）等の保管運営が行われている。今後とも定期（5年程度）の棚卸を行うなどいつでも確認できる仕組みを継続実施が期待される。</p> | | |

| | | |
|---|---|---|
| 32 | Ⅲ-1-(2)-③ 保育所の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>移籍対象児対応マニュアル(就学時対応マニュアル別)が整備され、保育要禄及び保育経過記録等より「移籍児童連絡票」(3歳以上及び小学校入学時は保育要禄整備)が作成され、保育の継続性に配慮された引き継ぎが適切に行われている。</p> <p>なお、保護者へは、退園後も気軽に相談できる旨を伝え(当園の連絡電話番号は理解済み)継続した関係が保持されている。</p> | | |
| Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。 | | |
| 33 | Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>保護者懇談会による保護者からの意見・要望の受止めの取組みや毎日朝夕の送迎時における保育士と保護者間の「対面対応」及び「連絡帳」及び保護者の意見・要望等を確認するなど養育の保育サービスが行われている。</p> <p>今後は、第三者評価時以外に定期(年に1回)保護者会や懇談会等での面談や書面(満足度調査)による収集などに基づき、組織的な委員会などを整備した改善検討体制を構築するなど職員が子どもへの満足度サービス向上を目指して、全職員が共通の問題意識が高まる取組みが望まれる。</p> | | |
| Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。 | | |
| 34 | Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>社会福祉法82条に適応した「苦情解決責任者(園長)・苦情受付担当(主任)」の設置及び「第三者委員(2名)」の配置の体制及び保育所玄関に要望・意見箱に係る「意見箱(投書箱)」が設置されて、利用者からの苦情の適切な対応の仕組みが構築されている。</p> <p>更に、マニュアルに基づいた手順書等を保護者に職員が配布や説明が行われるなどの取組みが行われている。</p> <p>今後も意見・要望及び苦情受付における正確な記録(投書箱等の毎日点検含む)又、すばやい報告(責任者)及び解決対策、保護者等へのフィードバック及び職員への周知(担当職員・ケース会議・チーフ会議・職員会議等の情報共有)に加えて、保護者配慮の確認(同意)による施設内外への掲示及びホームページ等で公表される工夫などの継続した取組みが望まれる。</p> <p>日頃の保護者及び地域とのコミュニケーションを大切に信頼関係の構築は施設運営の継続な課題として取組まれることが期待される。</p> | | |

| | | |
|--|--|---|
| 35 | Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>保護者の相談対応は、保育サービスの基本であることから日頃から当園の姿勢を明確に打ちだし、相談窓口（責任者：主任）及び相談室（人に見えない部屋の確保）が設けられるなど相談受付（職員「連絡帳含む」からチーフ・主任・園長への連絡・相談含む）体制及び相談場所等の環境は整備されている。</p> <p>保護者や地域の方々が来園された時に「相談や意見・苦情等の受付・解決体制図」を解りやすい場所に園内掲示」等されるなど、現在、行われている取組み更に徹底されるよう工夫されることが望まれる。</p> | | |
| 36 | Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>相談対応マニュアルは無いが、苦情解決の対応を適応に行われている。</p> <p>苦情・意見・相談などの「意見箱」（無記名・記名問わず）の設置及び適切で早期の保護者等への回答体制（責任者明記）などの保育所玄関等へ掲示するなど対外的に前向きなサービス向上対策の施設であることを周知した取組みが望まれる。</p> | | |
| Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。 | | |
| 37 | Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>安心・安全な施設運営に向けた責任体制（文書化された責任者）を構築されている。</p> <p>「事故防止策・安全点検」「事故対応」「不審者等対応安全管理」「ヒヤリハット」等々の安心・安全に関するマニュアルが整備され、職員会議及び交通安全週間や防災の日等で安心・安全の徹底が図られ、ヒヤリハットや事故報告（再発防止策等）が都度報告され、安全意識の徹底が行われるなど組織的な「リスクマネジメント」が行われている。</p> <p>子どもの安心・安全は、何事にも優先すると云う精神のもとで、毎日の日課である園長の園庭、各クラスの見回りと安全チェックでスタートする。</p> <p>また、子どもの安心・安全の施設運営に向けて、保護者（保護者会環境部委員1名）と職員（2名）の代表者が、施設の安全点検（年4回：四半期毎）に「安全点検チェックリスト（書面）」による不安全（危険）個所の発見及び事故を未然に防ぐ対策が講じられるなどの取組みが行われている。</p> <p>当園には、AEDが設置され、保護者と一緒に救急蘇生法の研修や消防緊急通報及び不審者対応としての警備会社通報等の設備が完備された施設運営が行われている。</p> | | |

| | | |
|--|---|---|
| 38 | Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し取組を行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>感染症対策マニュアルを整備し、インフルエンザ及びノロウイルス等の定期に職員啓発研修（手洗い・うがいの励行や嘔吐の処理方法等）が行われ、保健所・嘱託医や保護者との連携等による感染症予防・拡大防止対策や発生時対策等（玄関先にホワイトボードへ感染症発生状況を掲示や送迎時の口頭及び連絡ノートや看護師作成の保健だより等で保護者への周知）が行われ、保護者周知の際は、プライバシー保護（感染者等に配慮）にも注意された取組みが行われている。</p> | | |
| 39 | Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。 | b |
| <p><コメント></p> <p>防災・避難マニュアルが整備され、災害内容（地震、津波、台風、水害、火災、落雷、原発等）を想定した防災訓練（毎月）「災害発生時の避難や関係機関への連絡体制整備」及び災害用食糧や備品の備蓄（松江市支給の災害用備蓄の入れ替え：5年に1回）が行われている。</p> <p>災害に備えた「事前の準備」や「事後の対策」及び災害発生時の「子ども・保護者及び職員の安否確認方法の確立（ICT化含む）」及び「初動時の対応と出動基準を明確にしておく」などの災害毎に行動基準が違っていると想定されることから松江市防災安全課や警察や消防署（年1度の消火・防災訓練）及び公民館等の日頃の連携を通じて、災害等を想定し、災害後の被害における想定外と言わない為の多様なシミュレーションが行われたマニュアル整備の追加・修正見直しが継続実施されることが望まれる。</p> <p>現在適用されている「避難場所・避難経路図」が、全職員に十分な理解と納得されることが大切となることから通常の訓練及び問題点の把握・対策等において、避難体制（責任者や子どもの避難誘導担当、各連絡・報告・情報収集担当等）の再チェックが恒常的に行われることが望まれる。</p> | | |

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

| | | 第三者評価結果 |
|--|--|---------|
| Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。 | | |
| 40 | Ⅲ-2-(1)-① 提供する保育について、標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>保育の提供にあたっては、マニュアル化され標準的な実施方法等が文書化されている。</p> <p>「保育課程」「生活習慣の指導計画めやす表」「保育経過記録（未満児）」を基に「指導計画書」が作成され保育が提供されていることから保育を行う職員が変更となっても、養育・支援の保育の水準や内容に異差が生じない取組みが行われている。</p> <p>保育マニュアルに沿った保育課程（食育計画含む）や指導計画作成など OJT 研修及び勉強会を通じて標準的な実施方法等を職員全員の共有認識を持ち作成された保育の提供に努力されている。</p> | | |
| 41 | Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>職員の前年度の振り返りに基づき、年度始めに保育課程（基本的には年間の大枠）の基本方針が作成される。</p> <p>定期的に、保育の質の向上につなげるため保護者の意見や要望等を基に、チーフ会や職員会議等での検証が行われ、見直しが必要な場合は、保育内容や食育計画等の見直しを行い職員に周知される仕組みが確立されている。</p> <p>施設長等の職員個々の自己申告書の面談等は年間2回（上期と下期）行われ、保育サービス全般にわたる指導・アドバイスが行われている。</p> | | |
| Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。 | | |
| 42 | Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>保育指針を踏まえて、子どもの心身の発達や家庭及び地域事情に即した保育課程を編成されている。クラス単位（6）にチーフ（リーダー）を中心に職員の意見を反映した「個別指導計画」が保育課程に基づき発達状況（ひよこ0歳児）（こりす1歳児）（りす2歳児）（しか3歳児）（ぱんだ4歳児）（きりん5歳児）等々の状況に応じて作成され、職員会議やケース会議等で職員の共通認識が図られている。</p> <p>入所時の子ども（保護者）の身体（アレルギー含む）及び生活状況や意向や要望等のアセスメントが適切に行われ「個別指導計画」に反映されている。</p> <p>個別指導計画における「月案、週案、日案、（個別）」の作成は、（月案や週案「2週間ごとにチェック」は園長（主任）に報告される）一人ひとりの子どもの心身等の状況及び保護者との情報交換等でのニーズを勘案して、必要があれば柔軟に見直しを図るなどの取組みが行われている。</p> | | |

| | | |
|---|--|---|
| 43 | Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>日々の運営の中で、職員と園長（主任）間での対策実施及び年間・期案の指導計画作成に対するアドバイス等による課題や問題点の見直しが行われている。</p> | | |
| Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。 | | |
| 44 | Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>子どもの一人ひとりの「出席簿（Pタッチ）」「児童表」「日誌」「保育経過記録」「連絡帳」「生活調査票」等の保育の実施状況が共通の記録書で作成され、「個別指導計画書」に反映されていることから職員の誰が見ても理解でき、指導計画の評価・見直し及び進級や延長保育等日頃の「引き継ぎ」や「申し送り」は適切に職員間で共有され、適切な運営が行われている。</p> <p>新人職員へは、先輩OJT方式で各種の記録書の内容や役割及び記録記入のやり方（かんがえ方）などが研修されている。</p> <p>施設運営における記録整理や情報伝達方法は、「入退室管理システムPタッチ」「個別指導計画書のパソコン記入による作成」等々がICT化に進んでいる。</p> | | |
| 45 | Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>個人情報保護規定（マニュアルに基づいて）は、子どもの「記録の保管・保存」「廃棄」「情報の提供（氏名・住所・年齢・電話番号及び外延情報等に関する）規定を定め責任者を配置して、子ども（保護者）等の情報の不適切な利用や漏えいの防止対策が実施されている。</p> <p>パソコンからの電子データの情報抜き取られ（ウイルス対策等含む）及び書面（記録等）での漏えい対策等は、鉄道弘済会全組織の管理体制の基で運営されており、日常的に情報保護の取組みが行なわれている。</p> <p>保護者からの情報開示のルールや終業時の記録書やパソコン等の保管状況等も理解され取組まれている。</p> <p>職員は職務上知り得た情報の守秘義務についても、理解されている。</p> | | |

内容評価基準（20項目）

A-1 保育内容

| | | 第三者評価結果 |
|---|---|---------|
| A-1-(1) 保育課程の編成 | | |
| A① | A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>理念や保育方針（目標）を踏まえ、クラス単位（発達過程に合わせ）に保育課程（食育計画含む）が策定されている。</p> <p>保育課程の策定、見直し（日案、月案、期末案、年間、個別案）は、職員の意見・要望をまとめ作成して、随時及びチーフ会議や職員会議などで職員全体での理解を共有して組織的に取り組みが行われている。</p> | | |
| A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体展開 | | |
| A② | A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような環境を整備している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>施設の建物、設備（椅子・机等の家具及び湿度・気温・換気・採光等）及び園庭、遊具の素材の考慮など子どもが心地良く過ごす為の工夫が行われている。</p> <p>今回の第三者評価保護者アンケート「子どもが楽しく伸び伸び安心して生活している」のコメント等清潔感や安全性が保たれた環境整備が行われている。</p> <p>朝夕、公道に車両停車して送迎する保護者のマナーについて、深く憂慮（事故や行政からの駐車禁止等）されている保護者の意見に対する対策も行われている。</p> <p>また、衛生管理マニュアル（感染症対策含む）、不審者等対応安全管理マニュアル、クッキング保育の留意点、プールの安全等の留意点など手順（規定）書による職員研修が行われ、感染症発生情報の施設玄関掲示や施設内外全ての不安全チェックを（保護者（1名）と職員（2名）が安全点検を四半期1回）組織的に取り組みが行われ、子どもが安心・安全に心地よく過ごす環境整備を推進は良好な施策となっている。</p> | | |
| A③ | A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>「個別指導計画」（月案、週案、個人案）に反映された発達過程（心身）に応じた一人ひとりの子どもの状態を職員間で情報共有した保育の取り組みが行なわれている。</p> <p>一人ひとりの子どもの状況を職員会議等で他の職員との共通認識の上で、援助が必要な子ども（愛着障害、多動性、噛む、物を投げる等）は、保護者との情報交換を十分に行之、関係機関（保護者や教育機関、専門機関等）との連携による一人ひとりの子どもを理解しての保育が行われている。</p> | | |

| | | |
|--|---|---|
| A④ | A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>子どもの発達状況に合わせた「生活習慣指導のめあて」（手順書）等による「食事（箸の持ち方指導含む）、排泄、衣類の脱着」等発達段階（同クラスでも差がある）に応じた「各年齢保育課程」及び「個別指導計画」に基づき、生活習慣の援助・取得の取組みが行われている。</p> | | |
| A⑤ | A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>保育方針の中に「人との関わりの中で社会性の基盤となる生活態度を身に着ける」の実践として、①ともだちと協働した活動（庭園野菜づくり、クッキング、夏祭り神興作り、音楽合奏、運動会の遊戯等）②地域行事（公民館等）への参加による知らない人とのふれあい③JR 電車遠足（5歳児）で自分の切符を購入し、バスで静かに乗ることを体験④日常のあそびや暮らしの中で「相手を思いやる事」や「約束を守る」「自分でやろうとする気持ちを大切に」及び「市街の散歩で信号や横断歩道の渡る」及び「遊具やプールなど何事にも順番を守る」等の社会的ルールを遊びの中から身に着ける等々子どもが主体的・自発的に活動や大きな声で自分の思いを言える、考える環境を工夫された養育の一体保育が行われている。</p> <p>また、天気が良く、暖かな日は、歩ける、座れる子どもは、外で遊ぶ時間を増やし、ベビーカーに乗ったり、散歩したり、庭園で異年齢とのあそび交流も含め身近な自然に触れる機会を増やし、自分で靴の着脱、土の上で転んで痛い目にあったり等の体感が行われている。</p> | | |
| A⑥ | A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>乳児保育（0歳児）の養育は、保護者（連絡帳及び送迎時のコミュニケーションによる連携が重要）と保育士と看護師、栄養士等による個別の指導計画（愛着関係を大切に安全面や衛生面に十分配慮）が作成され、一人ひとりの子どもに応じた記録や評価を行いながらした乳児担任の職員が愛情豊かに優しく語りかけながら（喃語に優しく応え）養護と教育が一体的に行われている。</p> <p>離乳食時は、離乳食チェック表を基に食事が提供され、昼寝の時間も職員の「仰向け、呼吸、顔色チェック」目視チェック（5分単位：睡眠チェック表）で安心・安全の見守りが行われている。</p> | | |

| | | |
|---|---|---|
| A⑦ | A-1-(2)-⑥ 3歳児未満（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>1歳児と2歳児それぞれの保育室環境が整備され、個別の保育指導計画が作成に基づき養育の一体保育が行われている。</p> <p>探求心の心が芽生え、多くの事を覚える時期、また、感染症にもかかりやすい時期、日常の状態を十分観察（感染症、疾病、ケガ等）や適切な判断（早期の保護者、病院対応等やケンカの適切な仲裁と仲直り等）の職員の共通配慮の取組みが行われている。</p> <p>日々の暮らしの中から基本的な生活習慣を学ぶ取組みとして、異年齢保育（朝夕合同保育及び土曜日、延長保育等）や各種のイベント（親子クッキングや誕生会）を一緒に行っている。</p> | | |
| A⑧ | A-1-(2)-⑦ 3歳児以上の保育において、養護と教育が一体的に展開されるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>3歳児、4歳児、5歳児ごとの保育室環境が整備され、それぞれの個別の保育指導計画が作成に基づいた養育の一体保育が行われている。</p> <p>集団的な生活の中で、「自分で考える力」「自分で物をつくる力」等の一人ひとりの個性を大切に生活習慣や社会のルールなど習得を行うための特別なプログラム（野山あそび遠足、かしわ餅づくり、ちまきづくり、朝日まつり参加、プール自由参観、祖父母お茶おもてなし、秋の遠足、親子クッキング、JR電車遠足（バス遠足）、市美展見学、生活発表会等々）</p> <p>協働で行う行事や地域に集団でお出掛けする中で知らない人との関わり合いや仲間同士の助け合いなどを通し、友だち（他人）との関わり方や自分の意思が明確に表現できる等の生活習慣指導が行われている。</p> | | |
| A⑨ | A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備し、保育の内容や方法に配慮している。 | b |
| <p><コメント></p> <p>現在、対象児童は在園していないが、過去、保育環境の整備（手摺の高さや太さの変更、急な飛び出しの戸締り対策）及び個別の指導計画が立てられ、日々の記録や保護者（連絡帳）との連携や職員全員への周知及び職員間の連携を強め全員が関わる一体的な対応で保育を実施され、対応は可能な状況である。</p> <p>医療機関や専門的な立場から保護者、職員が共に知識や助言等を受けるなどの話し合いの場を設けるなどが行われたが、職員が必要な専門的な身体及び知的な医療知識の習得には課題が残されていると当園も認識されている。現状は、看護師職員を中心に保育対応及びの設備環境は基本的に整えられる環境にある。</p> <p>障害のある子どもが入園した場合や入所後に子どもの発達の課題に気が付くなどの対応について、医療機関等の助言と緊急対応の連携及び保護者と職員（看護師・保育士）の緊急時の適切な情報伝達・連携体制や課題の改善等について、現行のマニュアルの再点検等の実施が望まれる。</p> | | |

| | | |
|--|---|---|
| A⑩ | A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>平日の延長保育（18：00～19：00）が行われ、担任職員が外れる場合は、不在時の必要連絡事項の記録（健康状態等）により確実に伝わるように対応が行われている。</p> <p>延長保育は、異年齢の子どもたちが子育て支援室（図書完備）に集まり、温かい家庭的な雰囲気の一フロアで「絵本の読み聞かせ」や「温かいおにぎり（温蔵庫）やパン、お茶等」の提供など軽食を取りながらゆったりと過ごしている。</p> <p>異年齢保育となることから保護者への理解や連携及び子ども個々の健康状態や気持ち（心持等）を把握した延長保育が展開されている。</p> | | |
| A⑪ | A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>就学前対応マニュアルに基づいて、就学前に保護者との「就学前懇談会」等を行い、小学校へ引き継ぐ児童保育要録（保育記録等）を作成して提出している。</p> <p>小学校との連絡協議会による就学までに身に付けることや保育課題等の情報交換及び保・幼・小連絡会や合同研修（年間3～4回）に参加して、保育所での養育の役割を確認するなど日常からの交流による連携（小学校就学前体験）が図られている。</p> | | |
| A-1-(3) 健康管理 | | |
| A⑫ | A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>子ども健康管理・保護者対応マニュアルが整備され、健康診断（年2回）・身体測定（身長、体重測定等）（月1回）・虫歯予防歯磨き指導（年1回：6月）の実施に加えて、衛生・感染症マニュアルの整備や保健室等が完備され、予防対策（うがい・手洗い等）及び発生時における必要な情報が適切に保護者と保育所（職員）間で共有される仕組み（連絡帳及び保護者の送迎時の情報交換等）が整えられている。</p> <p>また、年度始めに保護者より子どもの「既往症」「予防接種」についての個人票を提出依頼し、保護者との連携が図られ、保健管理年間計画の作成やアレルギー対応マニュアル（緊急対応含む）及びSIDS(乳幼児突然死症候群)対策の「0歳児睡眠チェック表（5分単位）」による安全確認及び職員全員が共通の認識ができる勉強会が行われるなど一体的に健康や安心・安全な保育が取り組まれている。</p> | | |
| A⑬ | A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>健康診断（5月と11月）・歯科検診（6月と11月）の結果の記録（健康診断報告書）は、保護者へ診断や検診内容（再診断などの改善提言等）が適切に情報提供されている。</p> <p>また、保護者に対し、歯磨きチェック表（月始め配布）して、家庭での歯磨き習慣に活かす取り組みや歯磨き表彰（月1回）及び給食メニュー「カミカミメニュー（月5～6回）」の提供など子どもの健康に関する養育の取り組みが行われている。</p> | | |

| | | |
|--|---|---|
| A⑭ | A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>アレルギー疾患、慢性疾患等の対応マニュアルが整備され、医師の指示の基に、保護者から「生活管理指導表」への記入や提出していただき、アレルギー疾患（慢性含む）のある子どもの状況に応じた保育が行われている。</p> <p>食物アレルギー児童は、保護者作成のアレルギー調査票と診断書（保護者、給食担当、担当職員の話し合いでの確認等）に基づき除去食の提供が行われ、毎日の提供時には、テーブルの選定や食器やトレイの色分け等の取り組み及び複数の担任がトリプルチェック（3回復唱）を行い、食事が提供されている。</p> <p>また、毎月「アレルギー調査献立表」の保護者へチェックしていただくなど変化に即応する対応を目指した取り組みが行われている。</p> <p>なお、延長保育及び土曜日保育なども同様の取り組みを行うこととしていることから全ての職員が共通（対応する子ども）の認識を持ち担任不在でも適切な取り組みができる仕組みとなっている。</p> | | |
| A-1-(4) 食事 | | |
| A⑮ | A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>栄養士（調理師）及び保育士等による献立会議（毎月）が開催され、献立表に基づき、年齢に応じた食器の大きさや形にも配慮（一人ひとりの食欲の個人差に応じた量の調整含む）した食事が提供されている。</p> <p>子どもが楽しく落ち着いて食事ができる環境の雰囲気を整え、庭園で子どもが育てた野菜のクッキング、子ども（年長・年中）リクエスト（おもちパーティー、手巻き寿司パーティー、鍋パーティー等）やバイキングなどを取入れた食に興味や関心を持たせる工夫した取り組みが行われている。</p> <p>年間の保育課程に食育計画が連動していることから食べるだけでなく「食材の検討」や年間行事に旬の食べ物（季節感のある郷土料理（伝統）や旬の食材等）及び食事の前に調理師職員が食材（メニューと材料）等の説明や子どもと食事を一緒に食べながら子どもの「会話及び好き嫌いや席に座って食べる」などの様子を観察して次に活かす等のキメの細かい取り組みが行われている。</p> <p>また、食材などへの感謝の気持ちを言葉にして食を開始（食後も同様）するなど、まさに食を通じた養育の一体保育が行われている。</p> | | |

| | | |
|--|---|---|
| A⑯ | A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 | a |
| <p><コメント></p> <p>食事の必要性や食事の大切さを「絵本、紙芝居」などで興味や関心を抱かせるなどの工夫や年長は給食当番の役割を担ってもらい美味しく食事をするを学ぶ機会を設定されている。</p> <p>「献立会議（毎月）」には、各クラスの食生活の情報（毎日の検食簿記録：残食状況、子どもの好き嫌い、旬の食材等）保育士、管理栄養士、調理師の職員間での情報交換が行われ、献立の検討や見直しが行われている。</p> <p>また、大規模調理衛生管理マニュアルに沿って、「食中毒防止三原則（清潔・迅速・加熱「冷却」）の意識など全職員に衛生管理を徹底されている。</p> | | |

A-2 子育て支援

| | | |
|---|---|---|
| A-2-(1) 家庭との緊密な連携 | | |
| A⑰ | A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>朝夕の送迎時の保護者時と職員との情報交換（保護者からの報告・悩み相談等）及び連絡帳・クラスだより（園だより）等子ども一人ひとりの「毎日の活動（あそびや特徴等）、体調、食事、排便等」様子をできるだけ詳しくお知らせされている。</p> <p>また、家庭生活の状況やお知らせに対する応答なども頂戴しているが、保護者総会や親子懇談会、参観日及び各種の行事や送迎時にコミュニケーションが良く取れている保護者との子どもへの保育の取組み当園の運営方法等の相互理解が早く深い。新入児説明会等で保育の意図や保育内容を丁寧に説明している意識と保護者の意識に温度差が生じないように今後も保護者の方々から気軽に悩み相談や相互信頼を確保するまでの距離を縮める努力を一人ひとりの職員が総力で取り組まれることが期待される。</p> | | |
| A-2-(2) 保護者等の支援 | | |
| A⑱ | A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>保育方針の第一項目で掲げ「清潔で安全な保育環境と安心して過ごせるよう適切に援助する」取組みが行われている。</p> <p>いつでも相談にのれる体制が確立され、当園側から保護者へ声掛けしてするなどして、気軽に相談しやすい雰囲気をつくる努力が行われている。</p> <p>悩み相談等は、個室（保健室）を利用して、外部へ対応が漏れない（他の保護者に見られない）などの工夫や職員への情報保護の徹底等も共通の認識で理解されている。</p> <p>また、職員会議やチーフ会議等で「保護者との連携」「気軽な相談」「信頼構築のコミュニケーションの強化」など課題対策や「保育研究会」参加による保護者と信頼構築等の研修での知識の習得が行われている</p> | | |

| | | |
|--|--|---|
| A⑱ | A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>子ども虐待防止マニュアルを整備して、朝夕の送迎出迎え時や保育時での子どものサインに職員の気づきを強化する研修等（職員会議等で共有）に参加している。</p> <p>保育所での虐待等権利侵害は、絶対にあってはならないことではありますが、家庭での虐待など子どもの異変（疑われる時の写真確保）や早期の発見及び速やかな対応（園長・主任）への報告及び児童相談所等の連絡先一覧等）を行う体制が出来ている。</p> | | |

A-3 保育の質の向上

| | | |
|---|--|---|
| A-3-(1) 職員の資質向上 | | |
| A⑳ | A-3-(1)-①保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 | a |
| <p><コメント></p> <p>クラス単位に保育課程の振り返り（記録やチーフ及び補助者等の意見交換による）が行われ、次年度の新たな保育方針等と連動した「保育課程」が策定された事業運営が行われている。</p> <p>また、保育課程に基づいた「個別指導計画」は、週案、月案、期案等へ具体化され、改善見直しや工夫された取組みで運営されている。</p> <p>なお、職員個人の事業目標である計画書は、年度当初に園長（主任）との面談により、指導やアドバイス等により策定され、保育実践における振り返りの面接（上期と下期）が行われ、職員の保育の質の向上（人材育成への反映）等が取り組まれている。</p> | | |